



浜家連 ニュース7月号

第287号
2024年7月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
事務局 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836
URL <https://hamakaren.jp/>

『障害者虐待と障害者とのあるべき関わりについて』

副理事長 安富英世

昨年2月、東京・八王子市「滝山病院」事件が報道され、病院での虐待が問題になりました。また、この4月から精神保健福祉法の改正により、精神科病院における虐待通報が義務化されました。

5月25日（土）に、横浜市精連が開催した掲題の講演会を受講する機会がありました。講師は、弁護士の内嶋順一氏（みなと横浜法律事務所）。講演会でのテキストを引用しながら、講演内容をお伝えできればと思います。



当事者との関わりは、①家庭でご家族、②就労の場で就労先の方々、③医療・福祉サービスの中で支援者、これらのケースが考えられるが、「障害者虐待防止法」は③の支援者を前提にしていますと前置きを置いて講演を始められた。

まず、虐待の5パターンについての説明があった。

1. 身体的虐待

暴行を加える、身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加える事。「正当な理由なく」身体拘束する、指示に従わない本人を叩く、「他にとりうる手段があるのに」パニックを起こした本人を「漫然と」拘束する、床に押さえつける、つなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、投薬して沈静させる、こだわりを持っている本人が次の行動に移れない場合に、無理矢理腕を引っ張る、背中を押す。これら全てが身体的虐待に当たるとのことです。身体拘束が例外的に許される場合の3要件は割愛します。

2. 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動。「何度言ってもわからないのか!」「ここにいらなくなるぞ!」「きちがい、あほ」「くず」、本人に聞こえるようにわざと舌打ちをする、ため息をつく、本人の要求を「正当な理由なく」故意に無視する。これら全ては、心理的虐待に当たります。

心理的虐待は身体の傷が残らない、財産的被害もないので、得てして軽視しがちですが、重大な虐待は「心理的虐待」から始まり重症化していく。内嶋氏は、心理的虐待は、支援の質が低下している「兆候」と、支援者とその組織に警告を発していました。

また、適切な助言・指導と心理的虐待との違い、見極め方を、次のように説明していました。助言・指導は、当事者に対する尊厳を前提とするが、心理的虐待にはそれがない。前者は、対話により当事者を知り・理解した上でなされるが、後者は必ずしもそうではない。前者は、思慮深く、丁寧な言動によるが、後者は、感情的・反射的で乱暴な言動による。

3. 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、させること。本人に、わいせつな行為や性交渉を求める、わいせつな話を聞かせる、わいせつな画像を見せる。

4. ネグレクト（放棄・放置）

障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置。

支援者により障害者に身体的虐待、性的虐待、心理的虐待が行われているのに他の支援者がこれを放置するなど、障害者を擁護すべき義務を著しく怠ること。例として、支援者 A が当事者に暴言を吐いている現場を、別の支援者 B が何度も目撃したが、上司に報告するなどの適切な防止措置を取らなかった場合など。

5. 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分するなど、障害者から不当に財産上の利益を得ること。例えば、支援者が本人の預り金を横領した、など。

虐待判断に対する考え方

虐待をしているという「自覚」は問わない。つまり、「親愛の情を示しただけ」「愛の鞭」「これがしつけ」「長年やっていることだから」という抗弁は一切通用しない。一方、障害者本人の「自覚」も問わない。つまり、「本人が同意している」「本人が何も文句を言わない」という抗弁も通用しない。

虐待かどうか迷ったら、「自分がやられたらどう感じるか？」という視点で考えてみるとよい。この事業者のサービスを、自分の家族に受けさせるだろうか？と内嶋氏から貴重なアドバイスがありました。

目指すべき当事者と支援者との関わり

当事者の存在と参加を前提とし、当事者の気持ち、意志を酌んだ関わりが大事と内嶋氏は力説され、障害者権利条約のスローガンである、「私達（障害者）を抜きに私達のことを決めないで」を持ち出して、大いに賛意を示していました。そこでこの最も重要な要素は、対等な立場での「対話」。当事者を「支援の対象」としか見ない「視野狭窄」ではなく、対等な一人の人間として見、相互に対話を行うことができる人間関係が大事ということ、内嶋氏は強調していました。

各ご家庭では、年齢、性格、性別も異なるご家族が当事者と向き合い、当然、価値観、人生観、受けてきた教育・育った文化・時代等も異なって暮らしています。その中で、DVや家庭内暴力も含めた「虐待」について考えていただく一助になれば幸いです。

浜家連の動き



☆公明党・立憲民主党へ要望書の提出、懇談会を行いました。その報告が届いています☆

令和7年度予算編成に対する横浜市会議員団（公明党・立憲民主党）との懇談会 若杉会・西川 進

6月12日（水）公明党、立憲民主党市会議員団との懇談会が開催されました。公明党からは齊藤団長以下15名、立憲民主党からは麓団長以下14名の議員が参加した。浜家連からは井汲理事長以下8名が出席し、医療費助成制度の拡充など主要3項目に加え、福祉保健センターのMSW増員など福祉現場の課題可決に向けた要望を請願した。特に井汲理事長からは精神障害者への施策は知的障害者への支援に比べ、30年ほどの遅れがあるのではとの意見を付け加えさらなる支援を要請した。



立憲民主党横浜市議会議員団あて要望書 提出に参加して あじさいの会 音田園恵

6月12日（水）10:45~11:15 晴れて暑い日。30分間の要望書提出と懇談会に参加しました。その前に公明党で、発言は実践済みでしたが、持ち時間30分では急ぎ足でした。まず、3Fで入館証を受け取り、駅の改札口を通るように入館証をタッチして7階へ。会場は新しい建物できれいですが無機質なイメージを受けながら迷路のような長い通路を抜け到着。議員団と私たち8名が対峙して座り、早速 井汲理事長が、物事を動かしていくには政治の力が大事とのあいさつから 提出した要望書の1番目を安富副理事長が説明、すぐに2番3番と発言し、あっという間に残り5分に。あらかじめ決められていた担当の(?)議員さんから質問があり、井汲理事長の回答で終了しました。

要望の内容は昨年と大きく変わってはいませんがその都度事例を織り交ぜてお話ししました。粘り強く要望していくことが大切と思います。

初めて新庁舎の中に入ったし、久しぶりに要望書提出に参加しましたので、目まぐるしい時間の流れのように感じました。部屋から出ると、次の予約の方たちが待っていて入れ替わりました。議員さんは大変だなと思うのと同時にそれぞれの案件を消化して下さるのかどうか気になりました。

また あちこちで旧知の方々と（元市議）の菅野副理事長が、にこやかに挨拶をかわす場面がありました。同行の私たちも何だか嬉しい気分になりましたし、心強く思いました。

新副理事長よりメッセージが届きました

副理事長という役職を頂戴して

副理事長 菅野 義矩

此の度、副理事長という役職を頂戴いたしました菅野です。よろしくお願い致します。

同じハンディーを持つ家族として、自分もいろいろと世の中の取り組みに携わってきました。自分が取り組むようになったのも、家族の事もありますが、自分が小さい時に自分を本当に可愛がってくれた叔母“1番大好きだったよしこ叔母ちゃん”です。精神と知的の障害がありましたが（おふくろの妹です）、ずっと一緒に住んでいて周りからは自分も叔母もよくからかわれていました。そんな中でも叔母は小さい自分を守ってくれました。親父もおふくろも叔母と自分を守ってくれました。今から思うと親父もおふくろも叔母を自分の家族に引き取って一緒に生活していたいという、自分も大きくなってからその気持ちがわかりました。

自分も親父・おふくろに負けない人間になろうと思っています。

副理事長になって

副理事長 音田 園恵

あじさいの会の音田です。今年度より副理事長をさせていただきます。通算46年目を迎える浜家連の流れをつなぐことが大切との思いです。

総会で、来賓の方から“総会おめでとうございます”との言葉を使われるので、“？”と思っていたのですが、今回「総会は正月ですね。新しい年が始まる」云々とお聞きしてなるほどと納得できました。長く生きてきましたが、知らないことがたくさんあります。

先日のこと当事者が、私に「家族会の活動をやめてくれ」と言ってきました。「自分が精神病になったがために母の時間もないじゃないか。それにパソコンの操作も手伝ってもらおう有様だし。」と。私は、2年間は活動する約束をしたので、家族会活動をやめるわけにはいかない」と言い切りました。たまたまこの1～2ヶ月状態のよろしくない時期に当たっていました

戸惑いと不安のなかスタートしましたが、私なりに努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。



大羽更明ふみあきさんのご逝去に接して

たちばな会会長 稲垣宇一郎

たちばな会の会長を10年間、そして浜家連の副理事長として8年間、それぞれ柱となって活動されてこられた大羽更明さんが5月8日肝臓癌でお亡くなりになりました。83歳でした。心からお悔やみを申し上げます。

6月17日、たちばな会定例会の準備をしている時に初対面の方が訪れて来られました。「大羽さんがお亡くなりになられた事を聞いてお悔やみの言葉を伝えたく思って来ました。」との事でした。お話を伺うと、2月3日に保土ヶ谷公会堂で開催された映画「どんぐりの家」上映会のスタッフをされていた方でした。この行事は保土ヶ谷区障害者自立支援協議会主催、複数の障害者福祉団体が共催する、異なる障害者団体の交流と連帯を示す行儀です。大羽さんもスタッフの主メンバーとして携わっておられました。

時期的に病状も厳しく辛い時であったと思いますが、改めて大羽さんの思いを受け取ることができました。

大羽さんは「異なる障害者の体験交流と連帯」の必要を訴えて来られました。

また、精神障害者に限らず、全ての障害者が安心して暮らせる地域生活支援の構築を求め続けておられました。

誰でも避けることが出来ない死と言う事で大羽さんの願いは未完となりましたが、残された私たちが、その志を受け継いでいかなければと思っております。

単会からのたより

SST 練習会に参加して

家族会のぞみ S. E.



2019年に鶴見区の子精神障害者家族会「のぞみ」に入会しました。この年に会社を定年退職し、再雇用制度を利用して部分就労に変わって時間に余裕がある勤務になり、入会しました。それまでは、当事者である妻のことをあまり理解できていないことから、家族会「のぞみ」の会員の方々の体験談を聞き参考になると思いました。

家族会「のぞみ」から毎月、お知らせ、浜家連ニュース等を頂いています。浜家連ニュースに載っていた講演会を何度か聞き、家族会「のぞみ」による講演会、懇談会や会員の方々のお話を聞きました。その結果、この病はなかなか先が見えにくく、薬をやめると再発する可能性が高く、当事者と家族や親しい人との関わりが病気の再発に影響することが分かりました。家族にとっては負担が重いことも実感しました。そして、皆さんが病気のことをよく知っていることに感心しました。

今月(6月)、家族会「のぞみ」でSST(社会生活技能訓練)練習会が家族SST横浜交流会理事長の蜂須賀氏を講師として開催されました。前半は、SSTの効用について説明があり、統合失調症は再発しやすい病気だから薬を続けて服薬する必要があることは知っていました。さらに、薬にプラスしてSSTを実践することにより、薬のみと比べると再発が減るという、科学的データに基づいたお話があり、SSTは再発を減らす手立てであることは理解できました。後半は、ステップバイステップ方式による練習で、3人一組になり、1人目はスキルを使う人(お母さん役)、2人目は相手役(子供役)、3人目は観ている人で下記の4つの基本スキルを会話形式で行いました。

1. 嬉しい気持ちを伝える
2. 上手に頼みごとをする
3. 人の話に耳を傾ける
4. いろいろな気持ちを伝える

私たちのグループは男性だけでしたから、会話がお母さんと子供の設定になっていたためか多少それがあり、相手の顔を見て、感情込めて台本を読むことに慣れてなく、ぎこちなさがありました。何度か練習しているうちに慣れてきました。

訓練して感じたことは、このスキルを身につけることが「お互いの人間関係を大事にする」という目標の必要性を自分なりにわかってきたことです。確かに普段の会話では上から目線で一方的に自分の思いを告げていて、相手の気持ちを考えていなかったことは反省しています。家庭で日常生活において実践するにはかなり鍛錬しないと難しいかもしれないと思いましたが、少しずつでも実行していきたいものです。

今後も、講演会、懇談会に参加したりして、病気に関する情報を入手し、可能な限り出来ることを行いたいと思いました。また、会員の皆さんとお話して私自身の落ち込んだ気持ちを話すことで、皆さんから同感してもらい、元気づけて頂き有難く思っています。

【編集後記】いよいよ夏本番、6月の暑さを思うとこれからどんな暑さになるのか心配になってしまいますが、夏祭り、花火、海・山へのレジャー、土用の日のウナギなんかもありますね。エアコンなどを上手に使って楽しい夏を過ごせればと思います。(事務局 中居)